



発行所

大阪府衛生管理協同組合  
編集事務局・広報部  
〒556-0011 大阪市浪速区  
難波中2丁目7-25  
TEL 06-6633-2460  
FAX 06-6633-1652

# 生きるためのインフラ

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健 司



新年明けましておめでとうございます。

昨年年頭の能登半島地震被災者の皆様には、その後の大雨など、今も苦しい状況が続いていると聞いております。心よりお見舞い申し上げます。さて、何かと話題を呼んだパリ・オリンピックですが、環境や人間のあり方がテーマになりましたので、人の生活と地球環境について思いを巡らす良い機会になりました。エアコン、暖房の普及で正月のさ中であっても、家の中で様々な虫をよく見かけます。少し暖かくなると、ブーンと蚊が飛んできたり、北海道でもゴキブリを見るときか。地球温暖化が進む中、大阪の平均気温があと2、3度でも上がると、蚊が媒介する感染症の流行地になると報じられたこともありました。

昔、強力な殺虫剤といえどもDDTでした。効果は劇的で多くの害虫、中でも蚊を撲滅しマラリアや感染症の対策で最大の功労がありました。しかし、私が学生の頃には、DDTの環境汚染が問題になり、特に先進国を中心に規制されました。その結果、母乳中のDDT濃度まで減り、環境が改善された、と報道されるようになりました。その一方で、発展途上国、特に東南アジアやアフリカでは、蚊を媒介とする感染症が大発生し、現在、その死者は年間70万人にも及びます。動物が原因でも、DDTの規制を「生命を犠牲にして環境を守った」と評されます。

身近な生物が、想像以上に人間の脅威です。蚊の外に媒介生物ではハエ、ゴキブリまたネズミも入ります。昨今、ロシアによるウクライナ侵攻や中東での紛争では、避難民の生活なども報道されていますが、生涯を静脈産業においていた私は、非常事態と聞くと、そこの廃棄物処理を考えてしまいます。このよう

な時、定期的なゴミ収集はありません。当然、し尿の処理も同じです。薬剤散布も難しいので、ネズミ、ゴキブリ、ハエ、蚊が大量発生します。これが続けば、次は媒介生物や微生物による感染症の流行です。社会基盤やインフラと言えば、人は道路や鉄道などを思い浮かべます。しかし自分の身の回りが清潔で衛生的で、それにより健康に暮らせることは、空気と同じで、ありがたみに気付きません。しかし、空気がないと生きられないのと同様、清潔や健康は失った瞬間から、生活の質が一気に崩壊します。汚いだけでなく、衛生水準が急低下するからです。

極端な例ですが、戦時下では、鉄砲の弾で死ぬ人よりも、病気で死ぬ人の方が多いのです。社会が混乱しますと、食料などの物資不足をはじめ、衛生水準の悪化でさまざまな感染症が蔓延。多くの人が亡くなります。ちなみに、第2次大戦で日本人の軍人・軍属の戦死者230万人のうち、餓死やマラリアなどによる病死が140万人、60.1

%にのぼったそうです。劣悪な生活環境がいかに生命に苛烈なのか実感させられます。衛生的な生活環境が、安全・安心、命を守ることの第一歩なのです。廃棄物処理には収集・運搬という工程がとまかく必要です。どんなすぐれた処分場・処理場があっても、そこへ運ばねば処理できません。でないと、廃棄物まみれです。ですから、生活の場から廃棄物を移動することが、究極の健康インフラだと思っております。健康や生命が脅かされていく平穏な生活はありません。当然、最低限、社会の安定には、これを守らねばならなりません。つまり、事業として安定し、続けられることが大切です。

しかし、周囲を見渡してみますと、依然として廃棄物の収集運搬業に対しコスト低減が優先され、過度の消耗を強いています。これは一般廃棄物処理が公衆衛生の社会基盤だという視点を見失っているからです。それでも、最高裁判決や十・八通知を機に、廃棄物処理事業の永続には経済的な裏付けが必要、との認識が、広まってきました。環境省の「一般廃棄物処理における中長期ビジョン」で、国は「・・・廃棄物処理に関わる将来の働き手の確保が重要である」と記しました。さらに、先年の感染性廃棄物処理マニュアルの改訂でも、廃棄物処理事業の継続が重要であると追記され、一昨年6月に国は、「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」では、

## あけましておめでとうございます (令和7年)

|      |      |      |     |               |       |     |       |               |      |      |     |       |      |      |
|------|------|------|-----|---------------|-------|-----|-------|---------------|------|------|-----|-------|------|------|
| 顧問   | 監事   | 監事   | 理事  | 副理事長<br>総務委員長 | 理事    | 理事  | 理事    | 副理事長<br>広報委員長 | 理事   | 理事   | 理事  | 副理事長  | 理事   | 理事   |
| 藤野静男 | 柿花江美 | 瓦谷昇次 | 菅直人 | 片山敏           | 蓬菜谷勝玄 | 辻貴之 | 永田伊智朗 | 野中久泰          | 土井健一 | 齋藤純代 | 森広治 | 三ツ川浩一 | 梶木隆弘 | 米田健司 |

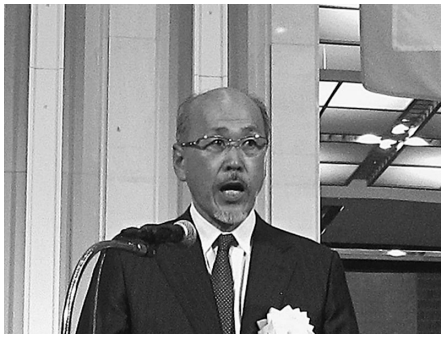




# 大阪府清掃事業連合会研修会開催される 一般廃棄物の適正処理の推進には事業の安定

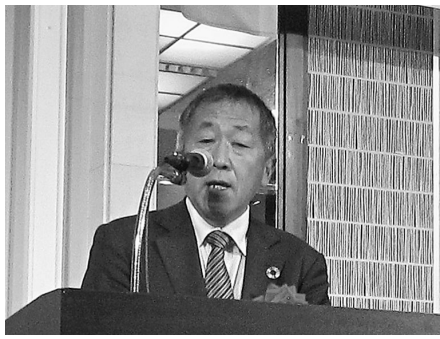


(橋本大府連会長の開会挨拶)



(森理事の挨拶)

後、地域廃棄物適正処理推進議員連盟所属の国会議員の方々から廃棄物対策に関する熱意あふれる祝辞をいただくとともに、環境省近畿地方環境事務所資源循環課、大阪府環境農林水産部資源循環課からもご挨拶をいただいた。



(三井会長の挨拶)

今回の研修の講演第一部では、「一般廃棄物の適正処理の推進について」と題し環境省近畿地方環境事務所資源循環課山根課長から説明があった。

## あらまじは次のとおり

環境省では、目指すべき文明・経済社会のあり方を提示するとともに、現在および将来の国民の「ウェルビーイング」高い生活の質を最上位に置いた新たな成長の実現を目指すこととした。

このため、第五次循環基本計画を改正した上で、全国廃棄物・リサイクル主管課長会議資料を活用していただき

・一般廃棄物の適正処理の推進について

廃棄物の適正処理は廃棄物行政の原点であり、一般廃棄物の適正処理の推進に当たっては何よりも一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底が不可欠である。(廃棄物処理法第6条1項)

また、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、それに従って適正に処理しなければならない。その責任は他社に委託して行わせる場合でもその行為の責任は引き続き市町村にあり、市町村の処理責任は極めて重い。それゆえ、「一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業」とは位置付けられていないものといえる(最高裁)とされており、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるようにしなければならない。



(環境省近畿地方環境事務所山根氏)

業者責任を徹底し、排出事業者責任と重要性を認識する必

要がある。それゆえ、排出業者は処理する場合も、その根幹的内容の決定を第三者にゆだねるべきではない。

事業活動に伴って生じた廃棄物の取扱いについては、「その性状、排出量、処理困難性等の問題から市区町村責任の下で処理が円滑に行われている」とは言い難いもの以外のものについては、市区町村の処理責任としている。

例えば、事業者から排出される廃棄物には、腐敗性の固形・液体廃棄物等と渾然一体となつて排出される場合もあり、このようなものは完全に分別することが困難であることや、公衆衛生の観点から速やかな処理が重視されるべきであることから、事業系一般廃棄物として扱われる場合もあると考えられる。また、小規模事業場や個人商店等の事業所から排出される少量のプラスチック等の廃棄物をこれまで可燃ごみとして扱ってきた場合に、これらの廃棄物を産業廃棄物として取り扱う場合には、排出者にはマニフェストの交付義務等が課されることにも留意し、当該廃棄物の性状、排出量、排出者の事情、排出状況等を十分に考慮した上で、適正な処理を確保するためにどのような扱いが望ましいのかを、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村と産業廃棄物の処理について指導権限を有する都道府県等との間で十分に調整する必要がある。

・一般廃棄物処理について  
リチウム蓄電池等の現状と



(熱心に聞き入る聴衆)

環境省の取り組み組んでいる対策について説明があった。

・専ら再生利用の目的となる廃棄物の取り扱いについて

廃棄物は、不要であるため占有者の自由な処理に任せること、ぞんざいに取扱われる恐れがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要である。また、廃棄物処理業の許可制度は廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業用に供する施設及び事業を行うものの能力が、事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可すること、廃棄物の適正な処理を確保しなければならない。

そのため、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物であっても、再生利用されないと認められる場合には、当然、許可が必要となる。また専ら再生利用の目的となる一般廃棄物以外の一般廃棄物も取り扱

ている場合には、当然一般廃棄物処理については許可を受けなければならない。また次の言及があった。

・遺品整理については、供養するもの遺族に届けるもの等を分別し廃棄するものについては一般廃棄物として扱うこと。

・建築物の解体時の残置物については、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要があること。

・労務費の適正な価格転嫁について

賃上げ率が高い伸びとなっているが、急激な物価上昇に賃金が追いついていないことから、内閣官房・公正取引委員会から「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が出され、環境省からも同指針に関連して廃棄物処理費用への対応について通知を發出し、発注者が、労務費上昇について公表資料用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められるとして、各市町村に重い責任を課している。

・脱炭素型資源循環システム構築と循環型社会形成推進基本計画の改訂について

わが国の温室効果ガス削減の目標と進捗状況と今後、動静脈産業の連携官民の連携処理システムの確立などを中心として将来の方向性について説明があった。

・災害廃棄物の対応  
災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保

全・公衆衛生の確保のために非常に重要であり被災地の早期の復旧・復興のために必要である。災害廃棄物処理計画の市町村レベルでの策定率は年々上昇している。そのうえで、実効性のある計画への改訂促進を行わなければならない。この一環として、DIVERSITY(災害廃棄物処理支援ネットワーク)等の対策が行われている。



(山田全清連専務理事)

今日、地球規模で環境破壊が進んでおりこれは世界的な共通認識となっている。わが国ではさらに人口減少が加速しており地域社会の維持の観点からも問題を生じている。廃棄物処理は、このような情勢の中で公衆衛生の根幹であり、その体制を持続的なものとしていかねばならない。

・一般廃棄物処理業の事業継続について  
次の最高裁判決の説明があり、一般廃棄物処理業者の新規参入を制限することの合理性が認められていること。



平成14年(行ヒ)第312号  
一般廃棄物処理業不許可処分  
取消請求事件  
平成16年1月15日 第一小法  
廷判決

※既存の許可業者等のみ  
に事業を行わせるという判断が  
できること。

平成23年(行ヒ)第332号  
一般廃棄物処理業許可取消等  
損害賠償請求事件  
平成26年1月28日 第三小法  
廷判決

※現に許可を有する者は行  
政に新規許可に対し異議を申  
し述べることができること。

さらに、令和5年11月29日  
に内閣官房及び公正取引委員  
会が「労務費の適切な転嫁の  
ための価格交渉に関する指針」  
を発出し、さらに、同指針を  
補完するため、令和6年9月  
30日に環境省環境再生・資源  
循環局長名で「一般廃棄物処  
理業における「労務費の適切  
な転嫁のための価格交渉に関  
する指針」等を踏まえた対応  
について」(通知)を発出し  
ている。この中で市町村の処  
理責任に触れるとともに

「・・・公式資料を用いて提示  
する価格については、これを  
合理的な根拠あるものとして  
尊重し、仮にこれを満額受け  
入れない場合には、その根拠  
や合理的な理由を説明するこ  
とが求められる。」としてお  
り業界の安定と事業継続につ  
いて注目すべき通知であり、  
安定的な一般廃棄物処理に結  
びつくものだ。

・全国廃棄物・リサイクル行  
政主管課長会議について  
令和6年6月26日に全国廃  
棄物・リサイクル行政主管課  
長会議が開催された。その中

で労務費に関することや生活  
排水処理基本計画と浄化槽の  
活用についても言及されてい  
る。

令和6年6月26日に全国廃  
棄物・リサイクル行政主管課  
長会議が開催された。その中  
で①労務費に関する②資  
料頁124、及び③生活排水処理  
基本計画とそれに伴う浄化槽  
の活用についても言及されて  
いる。

でも通知した。これには、総  
務省も、各都道府県あてに総  
務省自治行政局行政課長名で  
通知している。長年、コスト  
低減の圧力のもと経済的苦境  
と人手不足に苦しんできた当  
業界にとり、干天の慈雨とも  
いべきもので、発注者特に  
自治体からの事業委託を受け  
ている場合には今後折衝を行  
うに際し参考となると考えら  
れるので、抜粋を掲載します。

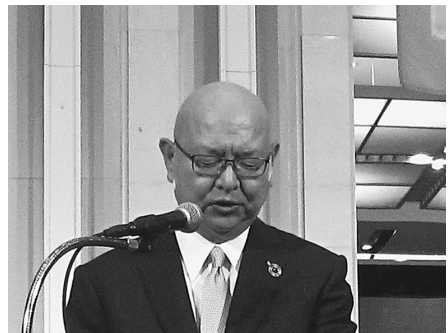
環境適発第2409302号  
令和6年9月30日  
各都道府県知事殿  
環境省環境再生・資源循環局  
長

一般廃棄物処理業務におけ  
る「労務費の適切な転嫁のた  
めの価格交渉に関する指針」  
等を踏まえた対応について  
(通知)

廃棄物行政の推進について  
は、かねてより格別の御尽力  
をいただき御礼申し上げます。  
令和6年の春季労使交渉では、  
賃上げ額、賃上げ率ともに昨  
年を大きく上回ったところで  
あるが、引き続き、物価上昇  
を乗り越える構造的な賃上げ  
を実現するためには、特に我  
が国の雇用の7割を占める中  
小企業がその原資を確保でき  
る取引環境を整備することが  
重要である。

(中略)

市町村の処理責任について  
は、市町村が自ら一般廃棄物  
の処理を行う場合のみならず、  
他者に委託して処理を行わせ  
る場合でも、市町村は引き続  
き同様の責任を負う。



(國中副会長の閉会挨拶)

今回の研修も、「感染症」  
等への安全対策から出席者を  
大きく絞ったにもかかわらず、  
行政関係からも五十名余りの  
出席があり参加者は百七十名  
余りに上った。

**総務省・環境省  
足並みをそろえ  
一般廃棄物処理の  
労務費の  
価格転嫁を推進**

環境省は、昨年6月の全国  
廃棄物・リサイクル行政主管  
課長会議で生活排水対策と浄  
化槽に初めて言及した。また、  
9月には一般廃棄物処理業に  
おける労務費の適切な転嫁の  
ための価格交渉に関する指針  
等を踏まえ、その対応につい

及び財政的基礎を有し、業務  
に関する相当の経験を有する  
適切な者に対して委託するこ  
と等の受託者としての要件に  
加え、「受託料が受託業務を  
遂行するに足りる額であるこ  
と」が定められており、  
(中略)

この額が不当に低額な額で  
ある場合には、不法投棄その  
他不適切な処理がなされる等  
業務の確実な履行に支障を生  
ずる可能性があることのみな  
らず、働き方改革に対応しつ  
つ物価上昇を乗り越える構造  
的な賃上げを実現することが  
困難となることに留意が必要  
である。

(中略)

各市町村が条例で定める一  
般廃棄物の収集及び運搬並び  
に処分に関する手数料の額に  
相当する額を超える料金を受  
けてはならないとされている。  
このため、一般廃棄物処理業  
者が市民又は事業者から受け  
取る料金に対して労務費、原  
材料費、エネルギーコスト等  
が適正に転嫁されるためには、  
各市町村において必要に応じ  
て適切な環境整備が行われる  
必要があることに留意された  
り。

2. 価格交渉に関する指針、  
基本方針を踏まえた一般廃  
棄物処理業務の委託の入札・  
契約手続の運用における留意  
事項について

価格交渉に関する指針、基  
本方針を踏まえた一般廃棄物  
処理業務の委託の入札・契約  
手続の運用において、特に留  
意すべき事項は次のとおりで  
ある。

(1)「発注者として採るべき行  
動/求められる行動」につい

て(価格交渉に関する指針  
「発注者としての行動③」関  
係)

発注者が、労務費上昇の理  
由の説明や根拠資料の提出を  
受注者に求める場合は、関係  
者がその決定プロセスに関与  
し、経済の実態が反映されて  
いると考えられる、以下のよ  
うな公表資料に基づくものと  
する。

また、受注者がこうした公  
表資料を用いて提示して希望  
する価格については、これを  
合理的な根拠があるものとし  
て尊重し、仮にこれを満額受  
け入れない場合には、その根  
拠や合理的な理由を説明する  
ことが求められる。

これらを踏まえ、市町村が  
一般廃棄物の収集、運搬又は  
処分を市町村以外の者に委託  
する場合等、地方公共団体に  
おける入札・契約手続の運用  
においても、これらを十分に  
踏まえた対応が求められる。

(関係者がその決定プロセ  
スに関与し、経済の実態が反  
映されていると考えられる公  
表資料の例)

- ・都道府県別の最低賃金の上  
昇率
- ・春季労使交渉の妥結額やそ  
の上昇率
- ・国土交通省が公表している  
公共工事設計労務単価におけ  
る関連職種の単価やその上昇  
率
- ・一般貨物自動車運送事業に  
係る標準的な運賃(令和6年  
国土交通省告示第209号)
- これらのほか、経済の実態  
が反映されていると考えられ  
るものとして、以下の資料も  
参考となる。
- ・厚生労働省が公表している

毎月勤労統計調査に掲載され  
ている賃金指数、給与額やそ  
の上昇率

・総務省が公表している消費  
者物価指数

・ハローワーク(公共職業安  
定所)の求人票や求人情報誌  
に掲載されている同業他社の  
賃金

(中略)

これらを踏まえ、一般廃棄  
物処理業務の委託契約に際し  
ては、需給の状況、原材料費  
及び人件費(社会保険料相当  
額を適切に含み、かつ、各都  
道府県における最低賃金の改  
定額についても反映した額)  
等最新の実勢価格等を踏まえ  
た積算に基づき、適切に予定  
価格を作成することが求めら  
れる。

(3)労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の上昇への対応  
に関する事項(基本方針第2  
「4」(5)関係)

経済財政運営と改革の基本  
方針2024(令和6年6月21日閣  
議決定)において、サプライ  
チェーン全体で適切な価格転  
嫁が行われるよう、官民双方  
で取組を更に強化することと  
されていることや、労務費の  
適切な転嫁のための価格交渉  
に関する指針(令和5年11月  
29日策定)の趣旨を踏まえ、  
以下の対応が求められている。

物件及び役務の契約の途中  
で、労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の実勢価格に  
変化が生じた場合には、契約  
金額を変更する必要があるか  
否かについて検討し、契約変  
更の実施も含め、適切に対応  
すること。また、受注者から  
労務費、原材料費、エネルギー  
コスト等の上昇に伴う契約

金額の変更について申出があ  
った場合にはその可否につい  
て迅速かつ適切に協議を行う  
ものとし、その旨の条項をあ  
らかじめ契約に入れるなど、  
受注者からの申出が円滑に行  
われるよう配慮すること。

一般廃棄物処理業務の委託  
契約においても、これらを踏  
まえ、労務費、原材料費、エ  
ネルギーコスト等の実勢価格  
に関する、契約後の状況の変  
化に応じた必要な契約変更の  
実施が求められる。

3. 令和6年度地方財政計画  
について

(中略)

地方財政計画は、総務省に  
おいて地方交付税法(昭和25  
年法律第211号)第7条の規定  
に基づき作成される地方団体  
の歳入歳出総額の見込額に関  
する書類であり、地方財政計  
画を通じて地方の財源を保障  
し、地方交付税や地方債など  
により各地方公共団体に対し  
て財源保障をするものである。  
令和6年度地方財政計画に  
おいては、物価高への対応と  
して、ごみ収集や学校給食な  
ど自治体のサービス・施設管  
理等の委託料の増加を踏まえ、  
一般行政経費(単独)に300  
億円が計上(普通交付税の単  
位費用措置を3%程度引上げ)  
されているところである。

一般廃棄物処理業務におけ  
る労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の適切な転嫁の  
ための取組については、こう  
した地方財政計画における対  
応状況も踏まえ、廃棄物行政  
主管部(局)のみならず、契  
約担当部(局)や財政担当部  
(局)も含めて全庁的に連携  
して対応されたい。

令和6年度地方財政計画に  
おいては、物価高への対応と  
して、ごみ収集や学校給食な  
ど自治体のサービス・施設管  
理等の委託料の増加を踏まえ、  
一般行政経費(単独)に300  
億円が計上(普通交付税の単  
位費用措置を3%程度引上げ)  
されているところである。

一般廃棄物処理業務におけ  
る労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の適切な転嫁の  
ための取組については、こう  
した地方財政計画における対  
応状況も踏まえ、廃棄物行政  
主管部(局)のみならず、契  
約担当部(局)や財政担当部  
(局)も含めて全庁的に連携  
して対応されたい。

令和6年度地方財政計画に  
おいては、物価高への対応と  
して、ごみ収集や学校給食な  
ど自治体のサービス・施設管  
理等の委託料の増加を踏まえ、  
一般行政経費(単独)に300  
億円が計上(普通交付税の単  
位費用措置を3%程度引上げ)  
されているところである。

一般廃棄物処理業務におけ  
る労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の適切な転嫁の  
ための取組については、こう  
した地方財政計画における対  
応状況も踏まえ、廃棄物行政  
主管部(局)のみならず、契  
約担当部(局)や財政担当部  
(局)も含めて全庁的に連携  
して対応されたい。

令和6年度地方財政計画に  
おいては、物価高への対応と  
して、ごみ収集や学校給食な  
ど自治体のサービス・施設管  
理等の委託料の増加を踏まえ、  
一般行政経費(単独)に300  
億円が計上(普通交付税の単  
位費用措置を3%程度引上げ)  
されているところである。

一般廃棄物処理業務におけ  
る労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の適切な転嫁の  
ための取組については、こう  
した地方財政計画における対  
応状況も踏まえ、廃棄物行政  
主管部(局)のみならず、契  
約担当部(局)や財政担当部  
(局)も含めて全庁的に連携  
して対応されたい。

令和6年度地方財政計画に  
おいては、物価高への対応と  
して、ごみ収集や学校給食な  
ど自治体のサービス・施設管  
理等の委託料の増加を踏まえ、  
一般行政経費(単独)に300  
億円が計上(普通交付税の単  
位費用措置を3%程度引上げ)  
されているところである。

一般廃棄物処理業務におけ  
る労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の適切な転嫁の  
ための取組については、こう  
した地方財政計画における対  
応状況も踏まえ、廃棄物行政  
主管部(局)のみならず、契  
約担当部(局)や財政担当部  
(局)も含めて全庁的に連携  
して対応されたい。

令和6年度地方財政計画に  
おいては、物価高への対応と  
して、ごみ収集や学校給食な  
ど自治体のサービス・施設管  
理等の委託料の増加を踏まえ、  
一般行政経費(単独)に300  
億円が計上(普通交付税の単  
位費用措置を3%程度引上げ)  
されているところである。

一般廃棄物処理業務におけ  
る労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の適切な転嫁の  
ための取組については、こう  
した地方財政計画における対  
応状況も踏まえ、廃棄物行政  
主管部(局)のみならず、契  
約担当部(局)や財政担当部  
(局)も含めて全庁的に連携  
して対応されたい。

令和6年度地方財政計画に  
おいては、物価高への対応と  
して、ごみ収集や学校給食な  
ど自治体のサービス・施設管  
理等の委託料の増加を踏まえ、  
一般行政経費(単独)に300  
億円が計上(普通交付税の単  
位費用措置を3%程度引上げ)  
されているところである。

一般廃棄物処理業務におけ  
る労務費、原材料費、エネ  
ルギーコスト等の適切な転嫁の  
ための取組については、こう  
した地方財政計画における対  
応状況も踏まえ、廃棄物行政  
主管部(局)のみならず、契  
約担当部(局)や財政担当部  
(局)も含めて全庁的に連携  
して対応されたい。



# 年頭所感「災害を乗り越え」

## 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課長 上澤 行成



新年あけましておめでとう  
ございます。

大阪府衛生管理協同組合の  
皆様には、日頃より大阪府の  
環境衛生行政の推進に格別の  
御協力を賜り厚く御礼申し上  
げます。

さて、近年コロナ感染症の  
大流行や大規模災害の発生が  
相次ぎ、災害時等のし尿及び  
浄化槽汚泥の収集運搬業務が

継続的に行われることは、府  
民の健康管理や衛生対策を行  
う上で大変重要であると再認  
識されています。そのような  
中、昨年7月に、平成16年8  
月に締結させていただいており  
ました「災害時団体救援協定」  
を感染症発生時においても適  
用していただけるよう、新た  
な協定として「災害および感  
染症発生時におけるし尿及び  
浄化槽汚泥の収集運搬の協力  
に関する協定書」を締結させ  
ていただきました。心から感  
謝申し上げますとともに、引  
き続き、災害時及び感染症発  
生時においても、し尿及び浄  
化槽汚泥の円滑かつ迅速な処  
理が図られるよう、対策の充  
実に取り組んでまいりますの  
で、関係者の皆様方の御協力  
をお願いいたします。

ご承知のとおり、生活排水  
の適正な処理は、河川水質の  
改善にとどまらず、衛生面の  
向上や快適な生活環境づくりに  
もつながるものです。その  
ため、本府では、市町村にお  
ける公共浄化槽整備事業など  
の取組を支援しており、生活  
排水適正処理率は令和5年度  
末で97%となっております。引  
き続き生活排水の100%適正処  
理をめざし、市町村と一体に  
なって合併処理浄化槽の整備  
の推進に取り組んでまいりま

す。  
また、浄化槽が所期の性能  
を発揮し、水環境の保全に貢  
献するためには、適切な使用  
はもとより適正な維持管理  
(清掃・保守点検・法定検査)  
がなされていることが重要と  
なります。そのため浄化槽管  
理者の方々へ直接応対されて  
いる貴組合員の皆様との連携  
も大変重要と考えております  
ので、今後とも御協力をお願  
いいたします。

# 年頭所感「浄化槽のさらなる推進」

## (一社)大阪府環境水質指導協会々長 坂部 憲一



新年あけましておめでとう  
ございます。輝かしい未来に  
向かって、大阪府衛生管理協  
同組合の組合員の皆様も新た  
なスタートをお迎えのことと  
お慶び申し上げます。

日頃より、当協会の運営に  
多大なご支援・ご協力を賜り、  
厚く御礼申し上げます。  
本年は、乙巳(きのとみ)

の年。乙(きのと)は、「木」  
の要素を持ち、草木がしなや  
かに広がって伸びる様子を意  
味します。また巳は神様の使  
いとされる動物で、脱皮を繰  
り返すことから不老不死のシ  
ンボルとされています。その  
ため乙巳の年は、「再生や変  
化を繰り返しながら柔軟に発  
展していく年」とされています。

さらに、今年は大阪・関西  
万博が開催されます。国内の  
みならず、多くの国から多く  
の方々来阪されることから、  
この機会に日本のごこと、大阪  
のことを積極的にPRするこ

と。ここで本年は4月に、2025  
年大阪・関西万博がいよいよ  
開幕いたします。いのち輝く  
未来社会のデザインをテーマ  
にいのちを救う力を与える、  
つなぐ新たな技術やシステム  
を実証するワクワクするよう  
な万博が、大阪の成長や発展  
につながるよう、職員が一丸  
となって取り組んでおりま

す。  
また、浄化槽が所期の性能  
を発揮し、水環境の保全に貢  
献するためには、適切な使用  
はもとより適正な維持管理  
(清掃・保守点検・法定検査)  
がなされていることが重要と  
なります。そのため浄化槽管  
理者の方々へ直接応対されて  
いる貴組合員の皆様との連携  
も大変重要と考えております  
ので、今後とも御協力をお願  
いいたします。

通知」制度の創設 ②保守点  
検・清掃の実施状況の報告義  
務化 ③指定検査機関の機能  
強化 ④無届浄化槽に対する  
指導権限の創設 ⑤浄化槽設  
備士の定期研修制度が、大項  
目となる見込みです。

当協会といたしましては、  
これらの改正内容に適切に対  
応するため、貴組合の皆様と  
の連携並びに関係行政機関へ  
の協力に努めてまいり所存で  
す。

つきましては、浄化槽業界  
発展に向けた当協会事業への  
今後さらなるご理解・ご協力  
をお願い申し上げます。

結びに、貴組合の益々のご  
発展と組合員各位のご健勝・  
ご繁栄を祈念いたします。新  
年の御挨拶とさせていただきます。

す。貴組合におかれまして  
も、引き続き、御支援と御協  
力いただきますようお願い申  
し上げます。  
結びに、貴組合の益々の御  
発展と皆様の御健勝と御多幸  
を祈念いたしまして、新年の  
挨拶とさせていただきます。

野中副理事長  
環境大臣表彰を受章  
前記の第68回生活と環境全  
国大会において、当組合副理  
事長の野中久泰氏が環境大臣  
表彰を受章されました。  
おめでとうございます。

な委託料や手数料を設定する  
ことを併せて、求めた。  
これは、一般廃棄物処理業  
者の事業存続の重要性を国と  
して重要視していることを示  
すものである。

第38回全国浄化槽  
技術研究会  
(公財)日本環境整備教育セ  
ンターは、表記の研究集会に  
併せて第46回浄化槽行政担当者  
研究会を令和6年10月30・31  
日に長崎市の「出島メッセ長  
崎」で開催した。北海道大学  
大学院研究員 遠藤誠 作市に  
よる特別講演「浄化槽の明る  
い未来が市町村の現場から見  
えてくる」人口動向に適応  
した整備・維持運営体制の再  
構築」があり自治体財政と  
下水道事業、生活排水対策の  
あり方に大きな示唆を与えた。  
この外、「浄化槽国際展開を  
さらに推進するために必要な  
こと」をテーマにパネルディ  
スカッションも行われ、海外  
での浄化槽事業の展開など数々  
の事例紹介があった。

環境省 全国主管  
課長会議で  
浄化槽の活用、  
合特法に言及  
大府連研修会の記事でお伝  
えたように、6月26日に開  
催された全国廃棄物・リサイ  
クル行政主管課長会議におい  
て、国は初めて生活排水処理  
に基本計画に言及し、浄化槽  
の普及状況を踏まえたうえで  
下水道事業をとの相互調整を  
行い、浄化槽PFI事業の推  
進による官民連携などにより  
浄化槽の活用による効率的な  
生活排水対策の推進を勧めた。  
また、下水道の整備等によ  
り影響を受けるし尿処理業者  
等については、その業務の安  
定を図ることを通じ、適正処  
理体制を確保する必要がある、  
と「下水道の整備等にと  
もなう一般廃棄物処理業等の  
合理化に関する特別措置法  
(合特法)」を踏まえて適切な  
対策が取られるよう各市町村  
に助言することを求めている。

中浜清掃日程  
今後の流注場の清掃予定は  
次のとおりです。投入の各組  
合員は、計画的な作業をお願  
いします。  
【受入槽定期清掃】  
令和7年3月19日(水)  
令和7年1月15日(水)  
※なお、清掃日当日は終日搬  
入停止となります。

第68回生活と環境  
全国大会  
(一財)日本環境衛生センター  
は、10月30・31日神奈川県  
ホール(横浜市)で開催され  
た第68回生活と環境全国大会  
を開催し、大会式典では環境  
大臣表彰、厚生労働省健康・

また、この会議で国は、廃  
棄物処理業を確実に実施する  
には、適切な委託費が事業者  
に支払われることが重要だと  
して、一般廃棄物の統括的な  
処理責任有する市町村が適切

《木村法律顧問から》  
当組合法律顧問の木村弁  
護士の事務所は次のとおり  
です。組合員については、  
初回無料で相談に応じてい  
ただけるとのことです。  
大阪市中央区  
高麗橋4-16-14  
SI横堀ビル一階  
木村総合法律事務所  
電話 06-1496313813